

栄町まちづくり社会実験推進協議会規約（案）

（趣旨）

第1条 本規約は、栄町まちづくり社会実験推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 栄町活性化のために空き店舗や空き地等を活用したまちづくり社会実験（以下「社会実験」という。）の推進に向け、有識者や関係団体等と協議・検討を行うため、協議会を設置する。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次の事項を所掌する。

- （1）社会実験の基本方針を策定し、社会実験事業提案の公募を行うこと。
- （2）社会実験事業の選定及び社会実験実行委員会の委員選定・設立に関すること。
- （3）社会実験に関する広報活動、モニタリング、効果検証に関すること。
- （4）栄町まちづくり再生計画の策定。

（組織）

第4条 協議会は、別表1に定める委員をもって組織する。

2 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理の出席をもって充てることができる。

3 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、栄町まちづくり再生計画の策定作業の完了までとする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、（株）オリエンタルコンサルタンツ千葉事務所内に設置するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が事務局と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規約は、平成18年5月30日から施行する。

「栄町まちづくり社会実験推進協議会」委員名簿

有 識 者	
藤 井 経三郎	NPO 法人鎌倉市市民活動センター運営会議 前理事長
岡 部 明 子	千葉大学 工 学 部 助教授
畢 滔 滔	敬愛大学 経済学部 助教授
松 井 雅 彦	(株) 横浜みなとみらい21 前常務取締役
地元関係団体	
理事長 小出 衛	栄町通り商店街振興組合
副理事長 小倉 秀夫	
常任理事 辻 隆徳	
会 長 平山 哲也	栄町町会
副会長 伊藤 志津子	
副会長 小田切 栄一	
会 長 山崎 信男	千葉県特殊浴場協会
副会長 永瀬 孝夫	
会 長 河原田 四郎	栄町曙商店会
小林 秀雄	
地元まちづくり活動実践者	
藤 代 正 彦	工業デザイナー (中央区道場南在住)
公的団体	
マネージャー 田邊 光司	千葉商工会議所 (TMO)
会 長 竹内 恵智郎	千葉市中心市街地まちづくり協議会
マネージャー 鴻崎 寛道	千葉市産業振興財団
課 長 山田 義明	千葉市経済農政局経済部経済振興課
課 長 中田 文昭	千葉市都市局都市部まちづくり推進課

事務局 : (株) オリエンタルコンサルタンツ千葉事務所内

〒260-0028 千葉市中央区新町 24-9 千葉ウエストビル

事務局長 宮内 和則 (東京事業本部)

連絡窓口 千葉事務所 (担当: 千葉) 043-241-9400 FAX 043-241-9421

東京事業本部 (担当: 林田、赤松) 03-6311-7857 FAX 03-6311-8026